

# 鳥取県公報

令和7年10月14日(火) 号外第94号

毎週火・金曜日発行

			目	次
$\Diamond$	条	例	費負担に関する条例の一部を改正する条例 鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関 (44) (雇用・働き方政策課)・・・・・ 鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例	ける選挙運動用自動車の使用等についての県 (42) (市町村課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
$\Diamond$	規	則	鳥取県住民基本台帳法施行細則等の一部を	改正する規則(40)(市町村課)・・・・・20

#### ―公布された条例のあらまし

#### ◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

#### 1 条例の改正理由

産業振興の財源の一部に充てるため、法人の県民税の法人税割に係る超過課税及び中小法人等に対する不均 一課税の特例期間を5年間延長する。

# 2 条例の概要

- (1) 令和13年3月31日(現行 令和8年3月31日)までに開始する事業年度について、法人の県民税の法人 税割に係る超過課税及び中小法人等に対する不均一課税を実施する。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。
- ◇鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の 一部を改正する条例
- 1 条例の改正理由

公職選挙法施行令の一部が改正され、国政選挙における選挙運動用のビラの作成等に係る公費負担の上限額 が改められたことに鑑み、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における県費負担の上限額を改める。

# 2 条例の概要

(1) 次の表の左欄に掲げる選挙運動に係る県費負担の上限額を、同表の中欄に掲げる額から同表の右欄に掲 げる額に改める。

区分	現行単価	改定単価
ビラの作成	5万枚以下の場合	5万枚以下の場合
	1 枚当たり7円73銭	1 枚当たり 8 円38銭
	5万枚を超える場合	5万枚を超える場合
	1 枚当たり 5 円18銭	1枚当たり5円62銭
ポスターの作成	ポスター掲示場数が500以下の場合	ポスター掲示場数が500以下の場合
	1枚当たり541円31銭	1 枚当たり586円88銭
	ポスター掲示場数が500を超える場合	ポスター掲示場数が500を超える場合
	1 枚当たり28円35銭	1 枚当たり30円73銭

# (2) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布の日とする。
- イ 改正後の条例が適用される選挙を定める。

#### ◇鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

#### 1 条例の改正理由

住民基本台帳法及び住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令の一部 が改正され、同法により本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務(以下「法定事務」 という。)が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。

#### 2 条例の概要

- (1) 条例で定める本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務から、法定事務と重複す る事務を削る。
- (2) 本人確認情報及び附票本人確認情報事務を利用することができる事務について定めた規定について、知 事への委任を廃止する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する 条例について、所要の規定の整備を行う。

#### ◇鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 条例の改正理由

- (1) 労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(以下「個別労働 関係紛争」という。)について、当事者から知事にあっせんの申請があった場合であっても当該申請に係る 個別労働関係紛争が他の法令に基づく手続により解決が図られているものであるときには、当該手続による 解決に委ねる方が適切である場合もあることから、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく個別労働関 係紛争の解決手続との調整を行う。
- (2) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、雇用の分野に おける男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

#### 2 条例の概要

- (1) 当事者からあっせんの申請があった場合に知事があっせんを行わないことができる個別労働関係紛争と して、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がさ れ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は紛争調整委員会に係属しているもの 若しくは調停が成立したものを加える。
- (2) 当事者からあっせんの申請があった場合に知事があっせんを行わないことができる個別労働関係紛争に ついて定めた規定中引用する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関 する法律の条項を改める等所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等 の一部を改正する法律の施行の日とする(2)に関する事項の一部を除き、公布の日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

# ◇鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

#### 1 条例の改正理由

- (1) 受益と負担の公平の確保を図るため、鳥取県内の各港湾施設に係る岸壁及び物揚場の使用料の区分及び
- (2) 鳥取港ボートパークの一層の利用促進を図るため、新たに使用料の区分及び額を定める。

#### 2 条例の概要

(1) 米子港以外の港湾において、総トン数が5トン未満の船舶を岸壁及び物揚場に係留する場合の使用料を 徴収するとともに、岸壁及び物揚場の使用料の区分及び金額を次のとおり見直す。

区分		単位	金額
外航船舶	総トン数1ト	係留時間が6時間以下の場合	3円
	ンにつき	係留時間が6時間を超え12時間	4円50銭
		以下の場合	
		係留時間が12時間を超え24時間	6円
		以下の場合	
		係留時間が24時間を超える場合	6円に24時間を超える部分
			6 時間までごとに 1 円50銭
			を加算した額
プレジャーボート等	1隻につき1日		820円
	1 隻につき 1 月		8,200円
	1隻につき1年		82,000円

その他の船舶	総トン数1ト	係留時間が6時間以下の場合	3円30銭
	ンにつき	係留時間が6時間を超え12時間	4円95銭
		以下の場合	
		係留時間が12時間を超え24時間	6 円60銭
		以下の場合	
		係留時間が24時間を超える場合	6円60銭に24時間を超える
			部分6時間までごとに1円
			65銭を加算した額

- (2) 次のとおり新たに使用料の区分及び額を定める。
  - ア 鳥取港のマリーナ港区に隣接する一時係留場所を使用する場合 1区画につき1月8,200円
  - イ 鳥取港のマリーナ港区に隣接する桟橋を使用する場合

区分	単位	金額
長さが6メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1	740円
	日	
長さが6メートル以上8メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1	990円
	日	

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、令和8年4月1日とする。
- ◇警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸 与に関する条例の一部を改正する条例
- 1 条例の改正理由

警察法施行令等の一部が改正され、女性警察官(警察官の服制に準ずる女性交通巡視員を含む。)のスカー トが廃止されたことに伴い、所要の改正を行う。

- 2 条例の概要
  - (1) 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正
    - ア警察官に対し支給する被服の品目から夏服スカートを削る。
    - イ その他所要の規定の整備を行う。
  - (2) 交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正 (1)に準じた改正を行う。
  - (3) 施行期日は、公布の日とする。

---公布された規則のあらまし---

◇鳥取県住民基本台帳法施行細則等の一部を改正する規則

鳥取県住民基本台帳法施行条例(以下「条例」という。)の一部が改正され、本人確認情報及び附票本人確 認情報を利用することができる事務の一部について、その事務の廃止及び規則への委任の廃止がされたことに 伴い、所要の改正を行う。

- 2 規則の概要
  - (1) 鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正
    - ア 条例第2条の規則で定める事務について定める規定中その事務が廃止され、又は規則への委任が廃止さ れた事務について定める規定を削る。
    - イ その他所要の規定の整備を行う。
  - (2) 鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部改正

屋外広告業登録申請書及び屋外広告業登録事項変更届出書の添付書類の例外について定めた規定中引用す る条例の条項を改める。

- (3) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正
  - ア 加入の手続等について定めた規定中引用する条例の条項を改める。
  - イ その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

# 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和7年10月14日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

# 鳥取県条例第41号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改 止 後			改 止 前						
(法人税割の税率	)		(	(法人税割の税率)						
第40条 法人税割	の税率は、次の表	の法人税割の欄	第	40条	法人税割の税	率は、次の表の	の法人税割の欄			
に掲げる区分に	応じ、それぞれ同	表の税率の欄に		に掲げ	る区分に応じ	、それぞれ同	表の税率の欄に			
定める率とする				定める	率とする。					
法	人税割	税率			法人税制	割	税率			
略				略						
(2) 令和13年	<u>F3</u> ア イに掲	100分の1.8		(2)	令和8年3	アイに掲	100分の1.8			
<u>月31日</u> までり	ご開 げる法人			<u>月</u> 3	<u>1日</u> までに開	げる法人				
始する各事	英年 税割以外			始了	する各事業年	税割以外				
度分の法人利	色割 の法人税			度を	分の法人税割	の法人税				
	割					割				
	イ 中小法	100分の1				イ 中小法	100分の1			
	人等に対					人等に対				
	する各事					する各事				
	業年度分					業年度分				
	の法人税					の法人税				
	割					割				
2~6 略			2	$\sim 6$	略					

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の 一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県条例第42号

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条 例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例 (平成6年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

# (県費の支払)

- 第9条 県は、候補者(前条の規定による届出をし た者に限る。) が同条の契約に基づき当該契約の 相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべ き金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ の1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の 各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところ により算定した金額を超える場合には、当該各号 に定めるところにより算定した金額) に当該ビラ の作成枚数(当該候補者を通じて、基準枚数の範 囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規 則で定めるところにより、当該候補者からの申請 に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限 る。)を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定 する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者か らの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者 に対し支払う。
  - (1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場 合 8円38銭
  - (2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 41万9,000円に5円62銭にその5万枚を超える枚 数を乗じて得た金額を加えた金額を当該ビラの 作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数が ある場合には、その端数は、1銭とする。)

# (県費の支払)

第12条 県は、候補者(前条の規定による届出をし た者に限る。) が同条の契約に基づき当該契約の 相手方であるポスターの作成を業とする者に支払 うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された 掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該 作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各

# (県費の支払)

- 第9条 県は、候補者(前条の規定による届出をし た者に限る。) が同条の契約に基づき当該契約の 相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべ き金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ の1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の 各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところ により算定した金額を超える場合には、当該各号 に定めるところにより算定した金額) に当該ビラ の作成枚数(当該候補者を通じて、基準枚数の範 囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規 則で定めるところにより、当該候補者からの申請 に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限 る。)を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定 する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者か らの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者 に対し支払う。
  - (1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場
  - (2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 38万6,500円に5円18銭にその5万枚を超える枚 数を乗じて得た金額を加えた金額を当該ビラの 作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数が ある場合には、その端数は、1銭とする。)

# (県費の支払)

第12条 県は、候補者(前条の規定による届出をし た者に限る。) が同条の契約に基づき当該契約の 相手方であるポスターの作成を業とする者に支払 うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された 掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該 作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各 号に定めるところにより算定した金額を超える場 合には、当該各号に定めるところにより算定した 金額)に当該掲示場用ポスターの作成枚数(当該 候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものである ことにつき、選挙管理委員会規則で定めるところ により、当該候補者からの申請に基づき、選挙管 理委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た 金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当 該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づ き、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払 う。

- (1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数 が500以下である場合 586円88銭に当該ポス ター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円 を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター 掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数 がある場合には、その端数は、1円とする。以 下同じ。)
- (2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数 が500を超える場合 30円73銭にその500を超え る数を乗じて得た金額に60万9,690円を加えた金 額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数 で除して得た金額

号に定めるところにより算定した金額を超える場 合には、当該各号に定めるところにより算定した 金額)に当該掲示場用ポスターの作成枚数(当該 候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものである ことにつき、選挙管理委員会規則で定めるところ により、当該候補者からの申請に基づき、選挙管 理委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た 金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当 該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づ き、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払 う。

- (1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数 が500以下である場合 541円31銭に当該ポス ター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円 を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター 掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数 がある場合には、その端数は、1円とする。以 下同じ。)
- (2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数 が500を超える場合 28円35銭にその500を超え る数を乗じて得た金額に58万6,905円を加えた金 額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数 で除して得た金額

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の目から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関 する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について 適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和7年10月14日

鳥取県知事 平 井

# 鳥取県条例第43号

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

人確認情報及び附票本人確認情報を利用すること	(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用するこ

(本) ができる事務)

- 第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の 第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の 6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次 に掲げるものとする。
  - (1) 温泉法(昭和23年法律第125号)第19条第1 項の登録の申請に関する事務
  - (2) 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年 法律第127号) 第4条第1項の登録の申請、同法 第13条第1項の書替交付の申請、同法第16条の2 の届出又は同法第22条の届出に関する事務

(3) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条 各号のいずれかに該当するものに関する事業(都 市計画法 (昭和43年法律第100号) 第69条の規定 によりみなされるものを含む。) の用に供するた めの土地(当該土地が埋立て又は干拓により造成 されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に 係る河川の敷地又は海底を含む。) 又は当該土地 の上にある立木、建物その他土地に定着する物件 について権利を有する者の調査に関する事務

\_ と ができる事務)

- 6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次 に掲げるものとする。
- (1) 栄養士法(昭和22年法律第245号)による同 法第4条第1項の免許に関する事務であって規則 で定めるもの
- (2) 温泉法 (昭和23年法律第125号) による同法 第19条第1項の登録に関する事務であって規則で 定めるもの
- (3) 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年 法律第127号)による同法第4条第1項の登録、 同法第13条第1項の書替交付、同法第16条の2の 届出又は同法第22条の届出に関する事務であって 規則で定めるもの
- (4) 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)に よる同法第16条第1項の免許又は家畜改良増殖法 施行令(昭和25年政令第269号)による同令第9条 の書換交付若しくは同令第10条の再交付に関する 事務であって規則で定めるもの
- (5) 採石法(昭和25年法律第291号)による同法 第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に 関する事務であって規則で定めるもの
- (6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条 各号のいずれかに該当するものに関する事業(都 市計画法 (昭和43年法律第100号) 第69条の規定 によりみなされるものを含む。)の用に供するた めの土地の取得に関する事務であって規則で定め るもの
- (7) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)による同 法第3条の登録又は同法第9条第1項の届出に関

- (4) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第7条第1 項に規定する浄化槽管理者と認められる者の調査 に関する事務
- (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成6年法律第117号)第2条第1項の交付の 申請又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法 律施行令(平成7年政令第26号)第3条第1項の 届出に関する事務
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和46年厚生省令第35号) 第9条第2号の指定 の申請又は同令第10条の3第2号の指定の申請に 関する事務

#### (7) 略

- (8) 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル 条例(大正12年鳥取県令第55号)による恩給を受 ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因と なる者の調査に関する事務
- (9) 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例 第31号) 第10条の2第1項若しくは第3項の登録 の申請又は同条例第10条の6第1項の届出に関す る事務
- (10) 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条 例(昭和42年鳥取県条例第24号)第12条第1項の 許可の申請に関する事務
- (11) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例 (昭和45年鳥取県条例第12号) 第4条第1項の承 認の申請、同条例第14条の2第1項の脱退一時金 の給付の請求又は同条例第18条第3項(第2号の 場合に限る。) の届出若しくは同条第4項の現況 の報告に関する事務
- (12) 消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和 55年鳥取県条例第5号) 第15条の資金の貸付けそ の他の援助の申請に関する事務
- (13) 鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県 条例第34号) 第12条の5第1項若しくは第2項又 は同条例第17条の3第1項若しくは第2項の届出 に関する事務

#### する事務であって規則で定めるもの

- (8) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)による浄化 槽管理者に対する指導及び助言に関する事務で あって規則で定めるもの
- (9) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成6年法律第117号)による同法第2条第1 項の交付又は原子爆弾被爆者に対する援護に関す る法律施行令(平成7年政令第26号)による同令 第3条第1項の届出に関する事務であって規則で 定めるもの
- (10) 介護保険法(平成9年法律第123号)による 同法第69条の2第1項の登録又は同法第69条の4 の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和46年厚生省令第35号) による同令第9条第 2号又は同令第10条の3第2号の指定に関する事 務であって規則で定めるもの

#### (12) 略

- (13) 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル 条例(大正12年鳥取県令第55号)による同条例第 7条ノ3の調査に関する事務であって規則で定め るもの
- (14) 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例 第31号) による同条例第10条の2第1項若しくは 第3項の登録又は同条例第10条の6第1項の届出 に関する事務であって規則で定めるもの
- (15) 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条 例(昭和42年鳥取県条例第24号)による同条例第 12条の許可に関する事務であって規則で定めるも  $\mathcal{O}$
- (16) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例 (昭和45年鳥取県条例第12号) による同条例第4 条第1項の承認、同条例第14条の2第1項の脱退 一時金の給付、同条例第18条第3項(第2号の場 合に限る。)の届出又は同条第4項の現況の報告 に関する事務であって規則で定めるもの
- (17) 消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和 55年鳥取県条例第5号)による同条例第15条の資 金の貸付けその他の援助に関する事務であって規 則で定めるもの
- (18) 鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県 条例第34号) による同条例第12条の5第1項若し くは第2項又は同条例第17条の3第1項若しくは 第2項の届出に関する事務であって規則で定める もの

(14) 略

(19) 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の

2 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (令和7年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条の改正規定を次のように改める。

(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用すること	(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用すること
ができる事務)	ができる事務)
第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の	第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の
6 第 1 項第 2 号に規定する条例で定める事務は、次	6 第 1 項第 2 号に規定する条例で定める事務は、次
に掲げるものとする。	に掲げるものとする。

(1)~(13) 略

(14) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する 条例(平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番 号条例」という。) 別表第1の1の項に掲げる事 務

改正後

改正前

(1)~(13) 略

(14) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する 条例(平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番 号条例」という。) 別表第1の1の項から7の2 <u>の項まで</u>に掲げる事務

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和7年10月14日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

# 鳥取県条例第44号

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例(平成14年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(あっせん)

#### 第4条 略

2 知事は、前項の申請があった場合において、当 該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいず れかに該当するときは、同項の規定にかかわら ず、あっせんを行わないことができる。

 $(1)\sim(3)$  略

- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35年法律第123号) による解決の援助を求められ たものであって同法による都道府県労働局長に よる助言、指導若しくは勧告がされ、若しくは これらをしないことが決定されるまでの間にあ るもの又は同法第74条の7第1項の紛争調整委 員会に係属しているもの若しくは同法による調 停が成立したもの
- (5) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇 用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 (昭和41年法律第132号) による解決の援助を求 められたものであって同法による都道府県労働 局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若 しくはこれらをしないことが決定されるまでの 間にあるもの又は同法第37条第1項の紛争調整 委員会に係属しているもの若しくは同法による 調停が成立したもの
- (6) 雇用の分野における男女の均等な機会及び 待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113 号)による解決の援助を求められたものであっ て同法による都道府県労働局長による助言、指 導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしな いことが決定されるまでの間にあるもの又は同 法第24条第1項の紛争調整委員会に係属してい るもの若しくは同法による調停が成立したもの
- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派 遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律

(あっせん)

#### 第4条 略

- 2 知事は、前項の申請があった場合において、当 該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいず れかに該当するときは、同項の規定にかかわら ず、あっせんを行わないことができる。
  - $(1)\sim(3)$  略

- (4) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇 用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 (昭和41年法律第132号) による解決の援助を求 められたものであって同法による都道府県労働 局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若 しくはこれらをしないことが決定されるまでの 間にあるもの又は同法第30条の6第1項の紛争 調整委員会に係属しているもの若しくは同法に よる調停が成立したもの
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び 待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113 号) による解決の援助を求められたものであっ て同法による都道府県労働局長による助言、指 導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしな いことが決定されるまでの間にあるもの又は同 法第18条第1項の紛争調整委員会に係属してい るもの若しくは同法による調停が成立したもの
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派 遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律

第88号)による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法<u>第47条の8第1項</u>の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

3 略

第88号)による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第47条の7第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

<u>(12)</u> 略

3 略

附則

# (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項第4号の改正規定(「第30条の6第1項」を「第37条第1項」に改める部分に限る。)及び同項第5号の改正規定(「第18条第1項」を「第24条第1項」に改める部分に限る。)は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第63号)の施行の日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条第1項の規定によりあっせんの申請がなされている個別労働関係紛争については、改正後の鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

# 鳥取県条例第45号

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾管理条例(昭和35年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

	· V J GX 11. 日 I V J 1 R		後					,		改正	前	x / (CL)X	
	1 (第 5 条関係 港湾施設用地以		湾施設			另	]表第 1 1 港			系) 以外の港	湾施設		
港溜	医分	ì		使用料			港湾		区分	<b>&gt;</b>		使用料	ŀ
施記	ī. Z		単	<b>Ú</b> 位	金額		施 設				単	i位	金額
の利	£						の種						
類							類						
岸 昼	<b>光</b> 船舶(米	外航	総ト	係 留	3円		岸壁	鳥取	総	外 航	総ト	係留	3円
及て	子港に	船舶	ン数	時間			及び	港の	1	船舶	ン数	時 間	
物技	易あって		1ト	が 6			物揚	商港	ン		1ト	が 6	
場	は、総ト		ンに	時間			場	区内	数		ンに	時間	
	ン数が 5		つき	以下				の7	が		つき	以下	
	トン以上			の場				号岸	5			の場	
	のものに			合				壁及	1			合	
	限る。)			係留	4円50			び物	ン			係留	4 円 50
	を係留す			時間	銭			揚場	以			時間	銭
	るとき。			が 6				以外	上			が 6	
				時間				の岸	の			時間	
				を超				壁及	船			を超	
				え 12				び物	舶			え 12	
				時間				揚場	を			時間	
				以下				を使	係			以下	
				の場				用す	留			の場	
				合				る場	す			合	
				係留	6円			合	る			係留	6 円
				時間					と			時間	
				が 12					き			が 12	
				時間					0			時間	
				を超								を超	
				え 24								え 24	
				時間								時間	
				以下								以下	
				の場								の場	
				合								合	
				係留	6円に							係留	6円に
				時間	24時間							時間	24時間

	 ,		1				1	i		1	
			が 24	を超え						が 24	を超え
			時 間	る部分						時 間	る部分
			を超	6 時間						を超	6 時間
			える	までご						える	までご
			場合	とに1						場合	とに1
				円50銭							円50銭
				を加算							を加算
				した額							した額
	プレ	1 隻に	.つき1	820円			外	航	総ト	係留	3 円 30
	ジャ	日					船	舶	ン数	時 間	銭
	_	1 隻に	つき 1	8,200			以	外	1ト	が 6	
	ボー	月		円			の	船	ンに	時 間	
	ト等		つき1	82,000			舶		つき	以下	
		年		円						の場	
	その	総ト	係 留	3 円 30						合	
	他の	ン数	時間	銭						係留	4 円 95
	船舶	1 F	が 6							時 間	銭
	,,,,,,,	ンに	時間							が 6	
		つき	以下							時 間	
		J	の場							を超	
			合							え 12	
			係 留	4 円95						時 間	
			時間	銭						以下	
			が 6	~						の場	
			時間							合	
			を超							係留	6 円 60
			え 12							時間	銭
			時間							が 12	
			以下							時間	
			の場							を超	
			合							え 24	
			係留	6 円 60						時 間	
			時間	銭						以下	
			が 12	~						の場	
			時間							合	
			を超							係留	6 円 60
			え 24							時間	銭に24
			時間							が 24	時間を
			以下							時間	超える
			の場							を超	部分6
			合							える	時間ま
			係 留	6 円 60						場合	でごと
			時間	銭に24							に1円
			が 24	時間を							65銭を
			時間	超える							加算し
11			ru I⊞I	とくら		)	1				, J <sub>1</sub> U

			を超	部分6						た額
			える							
			場合	でごと			貨	<u> </u> 物の一	<b>使用面積1</b>	6 円 60
				に1円					平方メート	銭
				65銭を				て使用	ルにつき使	
				加算し				ると	用期間(荷	
	16 dt = 5		WE TALL T	た額			き。	)	役の日を除	
	貨物の一門		使用面積1平						く。)のう	
	として使り とき。	用する	カメートルに つき使用期間						ち15日まで	
	C & 0		(荷役の日を						の1日	
			除く。)のう						使用面積1	8 円 80
			り 515日までの						平方メート	銭
			1日						ルにつき使	
			使用面積1平	8円80					用期間(荷	
			方メートルに						役の日を除	
			つき使用期間						く。)のう	
			(荷役の日を						ち15日を超	
			除く。) のう						える1日	
			ち15日を超え						1隻につき	820円
			る1日				内の7号		1 目	
							び物揚場	を使用	1隻につき	8, 200
							する場合		1月	円 000
									1 隻につき 1年	82,000 円
ボー	略					ボー	略		1 +	1 1
٠ ۲		<b>□</b> .5	4 E = 3	7.40 W	i	۱ ۲		目み		
パー	鳥取港の マリーナ	長 さ が 6	1 区画につき	740円		パー	鳥取港のマリーナ	長 さ が 6		
ク	港区に隣			<b>5</b> 400	4	ク	港区に隣		1 区画につ	7 400
	接する桟	トル	1 区画につき	7, 400			接する桟	トル	き1月	円
	橋を使用	未満	1月	円			橋を使用	未満	略	1 3
	する場合	の係	略				する場合	の係	M.D.	
	, 9 % 1	留施						留施		
		設を						設を		
		使用						使 用		
		する						する		
		場合						場合		
		長さ	1区画につき	990円	1			長さ		
		が 6	1 日					が 6		
		メー	1区画につき	9,900				メー	1区画につ	9,900
		トル	1月	円				トル	き1月	円
		以上	4 ET) - 4	99,000				以上	1区画につ	99, 000
			1 区画につき	99,000				_		33,000
		8	1 区画につき 1 年	99,000				8	き1年	円
								8 メートル		

	未満		
	の係		
	留 施		
	設を		
	使 用		
	する		
	場合		
鳥取港のマ	・リー	1区画につき	8,200
ナ港区に隣	接す	1月	円
			ı
る一時係留	7場所		
る一時係留を使用する場			

2 略

# 備考

- 1 プレジャーボート等とは、米子港以外の港湾 に係留する船舶のうち、スポーツ又はレクリ エーションの用に供されるヨット、モーター ボートその他の船舶及び遊漁船業の適正化に関 する法律(昭和63年法律第99号)第2条第2項 に規定する遊漁船をいう。
- <u>2</u> 略
- 3 略
- <u>4</u> 略
- <u>5</u> 略
- <u>6</u> 略

別表第2 (第12条関係)

1 • 2 略

#### 備考

1 非課税とされるもの並びに第1種電柱、第2 種電柱及び第3種電柱とは、それぞれ別表第1 の備考2に規定する非課税とされるもの並びに 第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱をいう ものとする。

2~5 略

6 別表第1の<u>備考6</u>の規定は、占用料等の額に ついて準用する。

未満 の係 留 施 設を 使 用 する 場合 略 略

2 略

備考

1 略

2 略

<u>3</u> 略

<u>4</u> 略

<u>5</u> 略

別表第2 (第12条関係)

1 • 2 略

# 備考

1 非課税とされるもの並びに第1種電柱、第2 種電柱及び第3種電柱とは、それぞれ別表第1 の備考1に規定する非課税とされるもの並びに 第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱をいう ものとする。

2~5 略

6 別表第1の<u>備考5</u>の規定は、占用料等の額に ついて準用する。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸 与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県条例第46号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品 の貸与に関する条例の一部を改正する条例

(警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正)

第1条 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例(昭和29年鳥取県条例第43号)の一部を次の ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる相定を同表の改正後の欄に掲げる相定に 下線で云すように改正する

$\mathcal{L}_{\mathcal{O}}$			
改正後	改 正 前		

(支給する被服)

第2条 略

2 略

3 警察官に任命後初めて第1被服及び第2被服を 支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、 冬服、合服及び夏服ズボンについては2着、夏服 上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては 3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2本 とする。

(職員の給与に関する条例との関係)

第7条 この条例の規定により支給する支給品につ いては、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取 県条例第3号)第2条第2項の規定にかかわら ず、その相当額を、それを支給された警察官の給 料から控除しないものとする。

(支給する被服)

第2条 略

2 略

3 警察官に任命後初めて第1被服及び第2被服を 支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、 冬服、合服及び夏服ズボン又は夏服スカートにつ いては2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイ シャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタ イについては2本とする。

(職員の給与に関する条例との関係)

第7条 この条例の規定により支給する支給品につ いては、職員の給与に関する条例(昭和26年2月 鳥取県条例第3号)第2条第2項の規定にかかわ らず、その相当額を、それを支給された警察官の 給料から控除しないものとする。

(交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正)

第2条 交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例(昭和46年鳥取県条例第5号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

以 止 俊	以 正 刖	
(職員の給与に関する条例との関係)	(職員の給与に関する条例との関係)	
第6条 支給品については、職員の給与に関する条	第6条 支給品については、職員の給与に関する条	
例(昭和26年鳥取県条例第3号)第2条第2項の	例(昭和26年2月鳥取県条例第3号)第2条第2	
規定にかかわらず、その相当額を、それを支給さ	項の規定にかかわらず、その相当額を、それを支	
れた交通巡視員の給料から控除しないものとす	給された交通巡視員の給料から控除しないものと	
る。	する。	

別表第1 (第2条関係) 別表第1 (第2条関係)

# 略

備考 交通巡視員に任命後初めて支給品を支給す る場合には、冬服、合服及び夏服ズボンについ ては2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイ シャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネク タイについては2本とする。

# 略

備考 交通巡視員に任命後初めて支給品を支給す る場合には、冬服、合服及び夏服ズボン<u>又は夏</u> 服スカートについては2着、夏服上衣、冬ワイ シャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネ クタイ及び合ネクタイについては2本とする。

# 附則

この条例は、公布の日から施行する。

# 規

鳥取県住民基本台帳法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年10月14日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

# 鳥取県規則第40号

鳥取県住民基本台帳法施行細則等の一部を改正する規則

(鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県住民基本台帳法施行細則(平成14年鳥取県規則第81号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する

改 正 後	改 正 前
(条例第2条の規則で定める事務)	(条例第2条の規則で定める事務)
第1条の2	第1条の2 条例第2条第1号の規則で定める事務
	は、栄養士法(昭和22年法律第245号)第4条第
	項の免許の申請の受理又はその申請に係る事実し
	ついての審査とする。
	2 条例第2条第2号の規則で定める事務は、温泉
	法(昭和23年法律第125号)第19条第1項の登録
	申請の受理又はその申請に係る事実についての領
	<u> 査とする。</u>
	3 条例第2条第3号の規則で定める事務は、次の
	<u>とおりとする。</u>
	(1) 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和2
	年法律第127号)第4条第1項の登録の申請の
	理又はその申請に係る事実についての審査
	(2) 肥料の品質の確保等に関する法律第13条
	1項の書替交付の申請の受理又はその申請に
	る事実についての審査
	(3) 肥料の品質の確保等に関する法律第16条
	2の届出の受理又はその届出に係る事実につ
	<u>ての審査</u>
	(4) 肥料の品質の確保等に関する法律第22条(
	届出の受理又はその届出に係る事実について
	審査
	とおりとする。
	(1) 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)
	16条第1項の免許の申請の受理又はその申請
	係る事実についての審査
	(2) 家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第26
	5) 第9条の書換交付の申請の受理又はその!
	請に係る事実についての審査
	(3) 家畜改良増殖法施行令第10条第1項の再

- 付の申請の受理又はその申請に係る事実につい ての審査
- 5 条例第2条第5号の規則で定める事務は、次の とおりとする。
  - (1) 採石法 (昭和25年法律第291号) 第32条の2 第1項の登録の申請の受理又はその申請に係る 事実についての審査
  - (2) 採石法第32条の7第1項の届出の受理又は その届出に係る事実についての審査
- 6 条例第2条第6号の規則で定める事務は、土地 収用法 (昭和26年法律第219号) 第3条各号のいず れかに該当するものに関する事業(都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第69条の規定によりみな されるものを含む。)の用に供するための土地 (当該土地が埋立て又は干拓により造成されるも のであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川 の敷地又は海底を含む。) 若しくは当該土地の上 にある立木、建物その他土地に定着する物件につ いて所有権を有し、又は所有権以外の権利を有す る者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認と する。
- 7 条例第2条第7号の規則で定める事務は、次の とおりとする。
  - (1) 砂利採取法 (昭和43年法律第74号) 第3条 の登録の申請の受理又はその申請に係る事実に ついての審査
  - (2) 砂利採取法第9条第1項の届出の受理又は その届出に係る事実についての審査
- 8 条例第2条第8号の規則で定める事務は、浄化 槽法(昭和58年法律第43号)第7条第1項に規定 する浄化槽管理者と認められる者の生存の事実又 は氏名若しくは住所の確認とする。
- 9 条例第2条第9号の規則で定める事務は、次の とおりとする。
  - (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成6年法律第117号)第2条第1項の交付の 申請の受理又はその申請に係る事実についての 審査
  - (2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 施行令(平成7年政令第26号)第3条第1項の 届出の受理又はその届出に係る事実についての 審査
- 10 条例第2条第10号の規則で定める事務は、次の とおりとする。
  - (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条

条例 $\underline{第2}$ 条第7号の規則で定める事務は、次のと  $\underline{12}$  条例 $\underline{第2}$ 条第12号の規則で定める事務は、次の おりとする。

(1)・(2) 略

の2第1項の登録の申請の受理又はその申請に 係る事実についての審査

- (2) 介護保険法第69条の4の届出の受理又はそ の届出に係る事実についての審査
- 11 条例第2条第11号の規則で定める事務は、次の とおりとする。
  - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規 則(昭和46年厚生省令第35号)第9条第2号の 指定の申請の受理又はその申請に係る事実につ いての審査
  - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規 則第10条の3第2号の指定の申請の受理又はそ の申請に係る事実についての審査
- とおりとする。
  - (1)・(2) 略
- 13 条例第2条第13号の規則で定める事務は、鳥取 県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大 正12年鳥取県令第55号)による恩給を受ける権利 を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の 生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 14 条例第2条第14号の規則で定める事務は、次の とおりとする。
  - (1) 鳥取県屋外広告物条例 (昭和37年鳥取県条 例第31号) 第10条の2第1項若しくは第3項の 登録の申請の受理又はその申請に係る事実につ いての審査
  - (2) 鳥取県屋外広告物条例第10条の6第1項の 届出の受理又はその届出に係る事実についての 審査
- 15 条例第2条第15号の規則で定める事務は、鳥取 県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例(昭和 42年鳥取県条例第24号) 第12条第1項の許可の申 請の受理又はその申請に係る事実についての審査 とする。
- 16 条例第2条第16号の規則で定める事務は、次の とおりとする。
  - (1) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条 例(昭和45年鳥取県条例第12号)第4条第1項 の承認の申請の受理又はその申請に係る事実に ついての審査
  - (2) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条 例第14条の2第1項の脱退一時金の給付の請求 の受理又はその請求に係る事実についての審査
  - (3) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条

例第18条第3項(第2号の場合に限る。)の届 出の受理又はその届出に係る事実についての審

- (4) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条 例第18条第4項の現況の報告の受理又はその報 告に係る事実についての審査
- 17 条例第2条第17号の規則で定める事務は、消費 生活の安定及び向上に関する条例(昭和55年鳥取 県条例第5号) 第15条の資金の貸付けその他の援 助の申請の受理又はその申請に係る事実について の審査とする。
- 18 条例第2条第18号の規則で定める事務は、次の とおりとする。
  - (1) 鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取 県条例第34号) 第12条の5第1項の届出の受理 又はその届出に係る事実についての審査
  - (2) 鳥取県青少年健全育成条例第12条の5第2 項の届出の受理又はその届出に係る事実につい ての審査
  - (3) 鳥取県青少年健全育成条例第17条の3第1 項の届出の受理又はその届出に係る事実につい ての審査
  - (4) 鳥取県青少年健全育成条例第17条の3第2 項の届出の受理又はその届出に係る事実につい ての審査

(鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県屋外広告物条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第50号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(屋外広告業登録申請書)

第9条 略

 $2 \sim 4$  略

基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42 号) 第2条第9号の規定により登録申請者(未成 年者にあっては、その法定代理人を含む。)又は 業務主任者に係る本人確認情報等を利用できると きは、住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付 することを要しない。

(屋外広告業登録事項変更届出書)

第10条 略

 $2\sim4$  略

(屋外広告業登録申請書)

第9条 略

 $2 \sim 4$  略

5 第3項の規定にかかわらず、知事が鳥取県住民 5 第3項の規定にかかわらず、知事が鳥取県住民 基本台帳法施行条例 (平成14年鳥取県条例第42 号) 第2条第14号の規定により登録申請者(未成 年者にあっては、その法定代理人を含む。)又は 業務主任者に係る本人確認情報等を利用できると きは、住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付 することを要しない。

(屋外広告業登録事項変更届出書)

第10条 略

 $2\sim4$  略

- 5 第3項の規定にかかわらず、知事が鳥取県住民 5 第3項の規定にかかわらず、知事が鳥取県住民 基本台帳法施行条例第2条第9号の規定により変 更の届出をする者(未成年者にあっては、その法 定代理人を含む。) 若しくはその役員又は業務主 任者に係る本人確認情報等を利用できるときは、 住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付するこ とを要しない。
  - 基本台帳法施行条例第2条第14号の規定により変 更の届出をする者(未成年者にあっては、その法 定代理人を含む。) 若しくはその役員又は業務主 任者に係る本人確認情報等を利用できるときは、 住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付するこ とを要しない。

(鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則(昭和45年鳥取県規則第42号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

(加入の手続)

# 第4条 略

ければならない。ただし、知事が鳥取県住民基本 台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)第 2条第11号の規定により加入者及びその扶養する 心身障害者に係る本人確認情報等を利用できると きは、第4号に掲げる書類を添付することを要し ない。

 $(1)\sim(4)$  略

(脱退一時金の請求の手続)

# 第14条の2 略

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しな 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しな ければならない。ただし、知事が鳥取県住民基本 台帳法施行条例第2条第11号の規定により加入者 及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報 等を利用できるときは、住民票の写しを添付する ことを要しない。

(1)・(2) 略

(届出)

第16条 略

#### 2 • 3 略

4 第1項第2号に掲げる心身障害者等死亡届に 4 第1項第2号に掲げる心身障害者等死亡届に は、心身障害者、年金管理者又は年金受給権者 (以下この項において「心身障害者等」とい う。) の住民票の写し(心身障害者等の氏名が知 事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、 戸籍抄本)を添付しなければならない。ただし、

(加入の手続)

#### 第4条 略

2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しな 2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しな ければならない。ただし、知事が鳥取県住民基本 台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)第 2条第16号の規定により加入者及びその扶養する 心身障害者に係る本人確認情報等を利用できると きは、第4号に掲げる書類を添付することを要し ない。

 $(1)\sim(4)$  略

(脱退一時金の請求の手続)

# 第14条の2 略

ければならない。ただし、知事が鳥取県住民基本 台帳法施行条例第2条第16号の規定により加入者 及びその扶養する心身障害者に係る本人確認情報 等を利用できるときは、住民票の写しを添付する ことを要しない。

(1) • (2) 略

(届出)

第16条 略

2 • 3 略

は、心身障害者、年金管理者又は年金受給権者 (以下この項において「心身障害者等」とい う。) の住民票の写し(心身障害者等の氏名が知 事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、 戸籍抄本)を添付しなければならない。ただし、 知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第11 知事が鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条第16 号の規定により心身障害者等に係る本人確認情報 等を利用できるときは、住民票の写しを添付する ことを要しない。

5 第1項第6号に掲げる年金受給権者現況報告に 5 第1項第6号に掲げる年金受給権者現況報告に は、年金受給権者の住民票の写し(心身障害者の 氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合に あっては、戸籍抄本)を添付し、毎年5月末日ま でに提出しなければならない。ただし、知事が鳥 取県住民基本台帳法施行条例第2条第11号の規定 により年金受給権者に係る本人確認情報等を利用 できるときは、住民票の写しを添付することを要 しない。

様式第3号(第4条、第5条関係)

加入等申込書

#### 氏 名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度に加入(における 口数追加を)したいので、鳥取県心身障害者扶養共□数追加を)したいので、鳥取県心身障害者扶養共 済制度に関する条例第4条(第4条の3)の規定に 済制度に関する条例第4条(第4条の3)の規定に より関係書類を添えて申し込みます。

> 年 月 H

> > 郵便番号

申込者 住所

氏名

脓

※ 略

#### 備考 略

- (注) 1 略
  - 2 4の書類については、知事が鳥取県住 民基本台帳法施行条例第2条第11号の規 定により申込者及びその扶養する心身障 害者に係る本人確認情報等を利用できる ときは、添付する必要がありません。
  - 3 略

確認欄		
「重要事項のご		
説明」の内容を確		
認し、受領しまし		
た。		
また、この共済		
制度が加入目的に		

号の規定により心身障害者等に係る本人確認情報 等を利用できるときは、住民票の写しを添付する ことを要しない。

は、年金受給権者の住民票の写し(心身障害者の 氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合に あっては、戸籍抄本)を添付し、毎年5月末日ま でに提出しなければならない。ただし、知事が鳥 取県住民基本台帳法施行条例第2条第16号の規定 により年金受給権者に係る本人確認情報等を利用 できるときは、住民票の写しを添付することを要 しない。

様式第3号(第4条、第5条関係)

加入等申込書

氏 名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度に加入(における より関係書類を添えて申し込みます。

> 年 月 H

> > 郵便番号

申込者 住所

氏名

(EII)

略

# ※ 略

#### 備考 略

- (注) 1 略
  - 2 4の書類については、知事が鳥取県住 民基本台帳法施行条例第2条第16号の規 定により申込者及びその扶養する心身障 害者に係る本人確認情報等を利用できる ときは、添付する必要がありません。

  - 4 氏名を自署する場合には、押印を省略 することができます。

確認印				
「重要事項のご				
説明」の内容を確				
認し、受領しまし	(CIT)			
た。	<u>UD</u>			
また、この共済				
制度が加入目的に				

合致していること も確認していま

(注) 該当する□にレ印 を記入してくださ い。

様式第17号の2 (第14条の2関係)

脱退一時金給付請求書

職氏名様

鳥取県心身障害者扶養共済制度を脱退(の口数を 減少) したので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に 減少) したので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に 関する条例第14条の2第1項の規定により脱退一時|関する条例第14条の2第1項の規定により脱退一時 金を給付されるよう関係書類を添えて請求します。

年 月

郵便番号

申請者 住所

氏名

略

備考 略

(注)

1 住民票の写しについては、知事が鳥取県 住民基本台帳法施行条例第2条第11号の規 定により加入者及び心身障害者に係る本人 確認情報等を利用できるときは、添付する 必要はありません。

<u>2</u> 略

様式第20号(第16条関係)

心身障害者等死亡届

氏 名 様

心身障害者(年金管理者、年金受給権者)が死亡 したので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する したので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する 条例第18条第1項(第3項)の規定により届け出ま 条例第18条第1項(第3項)の規定により届け出ま す。

月 日

郵便番号

届出者 住所

氏名

略

備考 略

(注) 住民票の写しについては、知事が鳥取県 住民基本台帳法施行条例第2条第11号の規 合致していること も確認していま

様式第17号の2 (第14条の2関係)

脱退一時金給付請求書

職氏名様

鳥取県心身障害者扶養共済制度を脱退(の口数を 金を給付されるよう関係書類を添えて請求します。

年 月

郵便番号

(EII)

申請者 住所

氏名

略

備考 略

(注)

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略す ることができます。
- 2 住民票の写しについては、知事が鳥取県 住民基本台帳法施行条例第2条第16号の規 定により加入者及び心身障害者に係る本人 確認情報等を利用できるときは、添付する 必要はありません。

3 略

様式第20号(第16条関係)

心身障害者等死亡届

職氏名様

心身障害者(年金管理者、年金受給権者)が死亡

年 月 日

郵便番号

届出者 住所

氏名

(EII)

略

備考 略

(注)

定により心身障害者(年金管理者、年金受 給権者) に係る本人確認情報等を利用でき るときは、添付する必要はありません。

ることができます。

2 住民票の写しについては、知事が鳥取県 住民基本台帳法施行条例第2条第16号の規 定により心身障害者(年金管理者、年金受 給権者) に係る本人確認情報等を利用でき るときは、添付する必要はありません。

1 氏名を自署する場合には、押印を省略す

様式第24号 (第16条関係)

年金受給権者現況報告

氏 名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18 条第4項の規定により年金受給権者の現況を報告し 条第4項の規定により年金受給権者の現況を報告し ます。

> 年 月 日

> > 郵便番号

報告者 住所

氏名

#### 略

#### 備考 略

(注) 住民票の写しについては、知事が鳥取県 住民基本台帳法施行条例第2条第11号の規定 により年金受給権者に係る本人確認情報等を 利用できるときは、添付する必要はありませ  $\lambda_{\circ}$ 

様式第24号(第16条関係)

年金受給権者現況報告

氏 名 様

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18 ます。

年 月

郵便番号

報告者 住所

氏名

 $\bigcirc$ 

略

# 備考 略

(注)

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略す ることができます。
- 2 住民票の写しについては、知事が鳥取県 住民基本台帳法施行条例第2条第16号の規 定により年金受給権者に係る本人確認情報 等を利用できるときは、添付する必要はあ りません。

附 則

この規則は、鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(令和7年鳥取県条例第43号)の施行の日 から施行する。